

# 中小企業退職金共済法施行規則 の一部改正について



厚生労働省発基1216第2号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成26年12月16日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案要綱

## 第一 割増金の割合の特例

納付期限後に掛金が納付された場合における割増金の割合は、当分の間、各年の租税特別措置法第九十条第二項に規定する特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十・九五パーセントの割合については当該特例基準割合に年三・六五パーセントの割合を加算した割合とし、年十四・六パーセントの割合については当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とするものとする。

## 第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十七年七月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行う。

ものとする。

# 中退共制度における割増金の利率改定について

参考

- 事業主が掛金を納付期限後に納付した場合、勤退機構は、事業主に対し、割増金を納付させることができる。
- この割増金の利率（割増率）は、社会保険等の延滞金の利率を参考に設定されており、中退法において年14.6%が上限とされているが、実際の徴収にあたっては、中小企業退職金共済法施行規則第49条に基づき年10.95%とされている。
- 現在の低金利状況を踏まえ、事業者の負担を軽減する観点から、当面の間の特例として、国税の延滞税率や社会保険の延滞金の利率の引下げが行われることから、中退共制度における割増金の割増率についても、当面の間の特例として同様の改定を行うこととする。

## 【割増率の改定案】（施行後の期間に対応する割増金について適用）

		中退法	中退則 (現行)		中退則 (改正後)	(参考) H26年の利率
割増率		14.6%	10.95%	⇒	特例基準割合+3.65% (上限は10.95%)	5.55%
	掛金負担軽減措置が 取り消された部分に係る割増率	14.6%	14.6%		特例基準割合+7.3% (上限は14.6%)	9.2%

※特例基準割合：貸出約定平均金利（国内銀行の貸出約定平均金利）に1%を加算したもの（H26年は1.9%）。

## 《参考：延滞税率改定（社会保険も同様の改定）》

	国税 通則法	特例（H25年） (租税特別措置法)		特例（H26年～） (租税特別措置法)	(参考) H26年の利率
延滞税	14.6%	(特例なし)	⇒	特例基準割合+7.3% (上限は14.6%)	9.2%

【施行日】 平成27年7月